7〔特別支援学校〕

受験区分	受験番号	氏　　名

〔注意事項〕

1　試験開始の合図があるまで、この問題冊子の中を見てはいけません。

2　この試験は、コンピュータを利用して採点するため、解答用紙にていねいに鉛筆で記入してください。

3　解答用紙には解答記入欄以外に次の記入があるので、監督者の指示に従って、それぞれ正しく記入し、マークしてください。

（1）受験区分・受験番号欄

受験区分・受験番号（数字）を受験票のとおりに記入し、さらにその下のマーク欄にマークしてください。正しくマークされていない場合には、採点できないことがあります。

（2）氏名欄、校種等・教科（科目）欄

氏名・フリガナ及び校種等・教科（科目）を記入してください。なお、校種等・教科（科目）については、受験票のとおりに記入してください。

4　試験時間は60分です。

5　解答は、解答用紙の解答記入欄にマークしてください。例えば、［1］と表示のある解答番号に対して③と解答する場合は、次の（例）のように解答番号［1］の解答記入欄の③にマークしてください。

（例）

解答番号	解答記入欄 1 － 20
［1］	① ② ● ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩

6　解答用紙の解答記入欄は、全部で、［100］まで記入できるようになっていますが、〔特別支援学校〕試験の解答番号は１～42ですので、解答記入欄の［43］～［100］は絶対に記入しないでください。

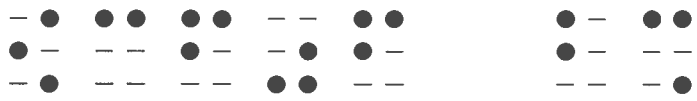
7　どの問題も、解答番号一つにつき解答記入欄にマークできる答えは必ず一つです。二つ以上の番号にマークしたものは採点されません。

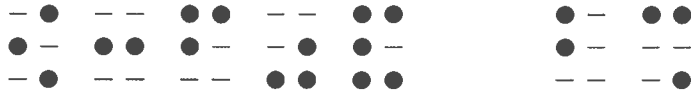
8　解答番号のマークを間違えたときは、消しゴムで完全に消してからマークしてください。

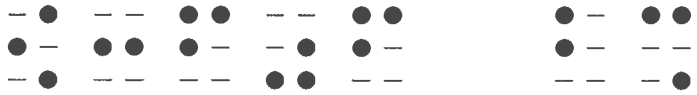
9　計算を要する問題は、問題用紙の余白を利用してください。解答用紙で計算しないでください。

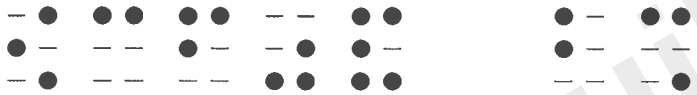
10　問題の内容についての質問はできません。

〔１〕「公園へ行く」の点字の表記として最も適切なものを、次の①～④のうちから選びなさい。
なお、●の表記は点字の凸面を表す。解答番号は 1 。

①


②


③


④


kyosai-guild.jp

〔２〕　次の記述は、「障害のある子供の教育支援の手引（令和３年６月）　第３編　障害の状態等に応じた教育的対応　Ⅰ　視覚障害　３　視覚障害の理解」に示された「視覚障害」についての説明である。ア～オの内容の正誤の組合せとして最も適切なものを、後の①～⑥のうちから選びなさい。解答番号は［　２　］。

ア　視機能には，六つの機能があり，視力（遠方，近方）や視野に加え，光覚（暗順応・明順応），色覚，屈折・調節，両眼視（立体・遠近）があり，眼球運動は含まれていない。

イ　視力は，ものの形などを見分ける力である。視力を測定するためには，ランドルト環を視標として用いるが，切れ目の幅が1.5mmのものを単位の視標としている。

ウ　視野が狭くなり，中心部10度以内になると，視力が低下しなくても読字が著しく困難になるが，歩行は可能な場合が多い。

エ　近視や乱視などの屈折異常がある場合，それらを矯正しない視力（裸眼視力）が低くても，眼鏡やコンタクトレンズで矯正した視力（矯正視力）が低くなければ，学習上大きな困難を生じない。

オ　一般的に両眼で見た場合の遠見の矯正視力が0.3程度まで低下すると，黒板や教科書の文字や図などを見るのに困難を来すようになり，教育上特別な支援や配慮が必要になる。

①　ア－誤　イ－正　ウ－誤　エ－誤　オ－正
②　ア－正　イ－誤　ウ－正　エ－誤　オ－誤
③　ア－正　イ－誤　ウ－正　エ－正　オ－誤
④　ア－誤　イ－正　ウ－誤　エ－正　オ－正
⑤　ア－正　イ－正　ウ－誤　エ－誤　オ－正
⑥　ア－誤　イ－誤　ウ－正　エ－正　オ－誤

kyosai-guild.jp

〔３〕　次の記述は、特別支援学校（視覚障害）で点字を常用して学ぶ子供への各教科等の指導についての説明である。ア～エの内容の正誤の組合せとして最も適切なものを、後の①～⑥のうちから選びなさい。解答番号は［ ３ ］。

ア　点字教科書を使用し、主として触覚や聴覚を活用した学習を行っている。点字教科書は、文部科学省検定済教科書の内容を変更せずに点訳したものである。

イ　各教科を通じて点字の読み書き技能に習熟させるとともに、実物や模型などを数多く活用して正しい知識や概念の形成を図るよう工夫が行われている。

ウ　理科の実験においては、光の変化を音の変化としてとらえることのできる「感光器」を用いて化学変化を調べる。

エ　体育の実技においては、視覚障害者のために特別に工夫された「シッティングバレーボール」や「サウンドテーブルテニス」を取り入れる工夫が行われている。

①　ア－正　　イ－誤　　ウ－正　　エ－誤
②　ア－誤　　イ－正　　ウ－正　　エ－誤
③　ア－正　　イ－誤　　ウ－誤　　エ－正
④　ア－誤　　イ－正　　ウ－誤　　エ－正
⑤　ア－正　　イ－正　　ウ－正　　エ－誤
⑥　ア－誤　　イ－誤　　ウ－誤　　エ－正

kyosai-guild.jp

〔4〕　次の記述は、白杖（はくじょう）やその使い方についての説明である。空欄［ア］～［ウ］に当てはまるものの組合せとして最も適切なものを、後の①～⑥のうちから選びなさい。解答番号は［4］。

・白杖はグリップ、［ア］、チップ（石突）の３つのパーツからできている。

・白杖を通じて手に伝わってくる感覚で、［イ］など歩行者にとって目印になるもの（ランドマーク）や路面の変化等の存在を知り、周囲の状況を把握できる。

・［ウ］は、肩幅よりやや広い範囲で、手首を支点に左右均等に弧を描くように白杖を振り、白杖の先端で軽く地面を叩きながら歩く方法である。

① ア　シャフト　イ　警告ステップ　ウ　スライド法
② ア　ケイン　イ　点字ブロック　ウ　タッチテクニック
③ ア　ケイン　イ　警告ステップ　ウ　スライド法
④ ア　シャフト　イ　警告ステップ　ウ　タッチテクニック
⑤ ア　ケイン　イ　点字ブロック　ウ　スライド法
⑥ ア　シャフト　イ　点字ブロック　ウ　タッチテクニック

kyosai-guild.jp

〔５〕　次の記述は、「障害のある子供の教育支援の手引（令和３年６月）」に示された「第３編　障害の状態等に応じた教育的対応　Ⅰ　視覚障害　２　視覚障害のある子供の学校や学びの場と提供可能な教育機能」の一部である。空欄［　ア　］～［　ウ　］に当てはまるものの組合せとして最も適切なものを、後の①～⑥のうちから選びなさい。解答番号は［　５　］。

特別支援学校（視覚障害）には，幼稚部，小学部，中学部，高等部を設置することができるようになっており，そこでは一貫した教育が行われている。特に，高等部（専攻科を含む）には，普通科のほかに，専門教育を主とする学科として，［　ア　］科，理療科，理学療法科，音楽科などが設置されており，特色ある職業教育が行われている。また，特別支援学校（視覚障害）には，［　イ　］が困難な子供のために寄宿舎が設けられているところもある。

教育の内容については，幼稚園，小学校，中学校及び高等学校と同様の各教科等に加えて，［　ウ　］を設定し，それらを指導することによって人間として調和のとれた育成を目指している。なお，［　ウ　］の具体的な指導内容としては，例えば，触覚や聴覚などを効果的に活用することができるようにする指導や白杖（はくじょう）による一人歩きの技能を身に付けるための指導，視覚や視覚補助具を最大限に活用する指導，日常生活に必要な基本的行動様式を身に付けるための指導や情報機器の活用技能を高めるための指導などが行われている。

①　ア　保健体育　　イ　通学　　ウ　特別活動
②　ア　保健理療　　イ　家庭生活　　ウ　自立活動
③　ア　保健体育　　イ　家庭生活　　ウ　特別活動
④　ア　保健体育　　イ　通学　　ウ　自立活動
⑤　ア　保健理療　　イ　家庭生活　　ウ　特別活動
⑥　ア　保健理療　　イ　通学　　ウ　自立活動

kyosai-guild.jp

〔６〕　次の記述は、「聴覚障害教育の手引（令和２年３月）　第１章　聴覚障害教育における言語指導」に示された「第４節　聴覚障害児とのコミュニケーションにおける多様な方法の機能と特徴」についての説明である。記述の内容として**適切ではないもの**を、次の①～④のうちから選びなさい。解答番号は［　６　］。

① キューサインとは、日本語の子音の音素レベルを表す記号（キュー）を手指の位置や形で表したものである。そして、日本語の音韻を「ア・イ・ウ・エ・オ」という五つの母音の口形とキューサインとの組み合わせによって表しながら話す方法のことをキュード・スピーチという。

② 指文字とは、日本語の50音表で表される仮名文字一つ一つを片手で表すことができるよう考案されたものである。濁点や促音なども手の動かし方で区別して表すことができる。

③ 日本語対応手話は日本語の語順に手話を配列して表現するため、名詞や動詞のような単語の意味が伝わりやすい。また、単語と単語の関係を示す助詞についても常に的確に表現されるため、正確に文の意味を理解することができる。

④ 日本手話は独自の文法や語彙体系を有している言語で日本語とは異なるものと言える。日本手話には助詞はないが、日本語では助詞を使って表される様々な文法的内容が、日本手話では動詞の語形変化や指さしなどの手話の中に存在し、日本語とは異なる文法で表されることになる。

kyosai-guild.jp

〔７〕　次の記述は、「障害のある子供の教育支援の手引（令和３年６月）　第３編　障害の状態等に応じた教育的対応　Ⅱ　聴覚障害　３　聴覚障害の理解　（５）補聴器と人工内耳」に示された「人工内耳」についての説明である。記述の内容として最も適切なものを、次の①～④のうちから選びなさい。解答番号は［　７　］。

①　人工内耳は、現在世界で普及している人工臓器の一つで、難聴があって補聴器での装用効果が不十分である際に手術の適応となり得る。一般的には、平均聴力レベル60dB以上の高度難聴で、少なくとも６か月間補聴器を試みても聴覚活用できない場合であるとされる。

②　人工内耳では手術的に聴神経に電極（インプラント）を埋め込むプロセスと、外部装置（プロセッサ）を調整して装用するプロセスが必要となるため、手術前後には、医療機関、特別支援学校（聴覚障害）、療育機関（難聴児通園施設、リハビリ医療機関など）、両親や家族の支援が重要である。

③　人工内耳を装用したとしても、手術後にすぐに、聞き取りが聴覚に障害のない状態と同等になるわけではない。また、その後の聞き取りにおいても個人差がある。

④　一般的には認知機能の発達が進んだ後に手術を実施することが人工内耳を介した音声言語の獲得を行うために重要であると考えられているため、就学前に人工内耳の適応となることはまれである。

kyosai-gumi.jp

著作権の関係で、掲載できません

kyosai-guild.jp

〔９〕　次の記述は、「特別支援学校幼稚部教育要領（平成29年４月告示）　第１章　総則　第６　特に留意する事項」に示された「幼児の障害の状態や特性及び発達の程度等に応じた適切な指導を行うために留意すること」についての説明である。下線（ア）～（オ）の正誤の組合せとして最も適切なものを、後の①～⑥のうちから選びなさい。解答番号は［　９　］。

聴覚障害者である幼児に対する教育を行う特別支援学校においては、早期からの（ア）地域の小学校との関連を図り、保有する（イ）聴覚や（ウ）視覚的な情報などを十分に活用して（エ）障害理解の促進と概念の形成を図る指導を進めること。また、言葉を用いて人との関わりを深めたり、日常生活に必要な知識を広げたりする態度や（オ）習慣を育てること。

①　（ア）－正　（イ）－正　（ウ）－誤　（エ）－正　（オ）－誤
②　（ア）－正　（イ）－誤　（ウ）－誤　（エ）－正　（オ）－誤
③　（ア）－正　（イ）－誤　（ウ）－正　（エ）－誤　（オ）－正
④　（ア）－誤　（イ）－正　（ウ）－正　（エ）－誤　（オ）－誤
⑤　（ア）－誤　（イ）－誤　（ウ）－誤　（エ）－正　（オ）－正
⑥　（ア）－誤　（イ）－正　（ウ）－正　（エ）－誤　（オ）－正

kyosai-guild.jp

〔10〕　次の記述は、「聴覚障害教育の手引（令和２年３月）　第１章　聴覚障害教育における言語指導」に示された「第３節　聴覚障害児に対する言語指導　３　各発達の段階における言語指導の考え方」についての説明である。記述の内容として**適切ではないもの**を、次の①～④のうちから選びなさい。解答番号は［ 10 ］。

① 特別支援学校（聴覚障害）の乳幼児教育相談では、子供と保護者、相談担当者が遊びなどの活動場面を共にしながら、相談担当者が保護者に対して子供への言葉掛けや視覚的な手掛かりや方法を用いた接し方（表情や身振り、手話など）について、モデルを示して見せたり、適宜アドバイスしたりするなど、具体的な状況に応じたコミュニケーションについて支援することが大切である。

② 幼児期後半は、小学校段階以降の読み書きにつなげていく上で、日本語の音韻意識を身に付け、文字への導入を図るための「わたりの指導」が重要になる。聴覚学習、発音指導、キューサイン、文字、指文字の活用などを通じて、日本語の一つ一つの音を意識させる指導を行っていくことが大切である。

③ 小学生の段階では、学習言語を確実に習得し積み上げていくことが求められる。子供一人一人の障害の状態や特性及び発達の程度等に応じて、音声や手話から得た知識や概念を日本語の読み書きへと繋げていくための個に応じた指導方法の工夫が必要となる。

④ 中学生以降は、社会生活や自立に向けた言語力が求められ、学習言語のレベルアップが必要とされる。各教科の学習内容も難しくなり、教科に特有の専門用語等が増えるなど、扱う言葉や概念の抽象度が高くなる。中学生の段階になると将来の社会生活を見据え、一斉指導を基本とした全体に合わせる指導が求められる。

kyosai-guild.jp

〔11〕　次の記述は、「特別支援学校学習指導要領解説　各教科等編（小学部・中学部）（平成30年３月）」に示された「第４章　知的障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校の各教科　第１節　知的障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校の各教科等の基本的な考え方　５　段階の考え方」の一部である。空欄［　ア　］～［　ウ　］に当てはまるものの組合せとして最も適切なものを、後の①～⑥のうちから選びなさい。
解答番号は［　11　］。

知的障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校には，学校教育法施行令［　ア　］に規定する「一知的発達の遅滞があり，他人との意思疎通が困難で日常生活を営むのに頻繁に援助を必要とする程度のもの」，「二知的発達の遅滞の程度が前号に掲げる程度に達しないもののうち，社会生活への適応が著しく困難なもの」で，当該市町村の教育委員会により，その者の障害の状態，その者の教育上必要な支援の内容等を総合的に判断して，特別支援学校に就学させることが適当であると認める児童生徒が在学している。

こうした児童生徒の知的機能の障害の状態と［　イ　］の困難性等を踏まえ，各教科の各段階は，基本的には，知的発達，身体発育，運動発達，生活行動，社会性，職業能力，情緒面での発達等の状態を考慮して目標を定め，小学部１段階から中学部［　ウ　］にわたり構成している。

① ア　第22条の３　　イ　学校生活　　ウ　３段階
② ア　第22条の３　　イ　適応行動　　ウ　２段階
③ ア　第11条の３　　イ　適応行動　　ウ　３段階
④ ア　第11条の３　　イ　学校生活　　ウ　３段階
⑤ ア　第22条の３　　イ　学校生活　　ウ　２段階
⑥ ア　第11条の３　　イ　適応行動　　ウ　２段階

kyosai-guild.jp

〔12〕　次の記述は、「特別支援学校学習指導要領解説　知的障害者教科等編（上）（高等部）（平成31年２月）　第１編　総説　第２章　改定の要点　第３節　道徳教育の充実」に示された「道徳教育に関する配慮事項」についての説明である。記述の内容として**適切ではないもの**を、次の①～④のうちから選びなさい。解答番号は［12］。

① 道徳教育は、学校の教育活動全体で行うことから、全体計画の作成においては、校長の方針の下に、道徳教育推進教師を中心に、全教師が協力して道徳教育を行うこと。

② 知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校における道徳教育は、道徳科の指導方針及び道徳科に示す内容のみを行い、教科学習として行うこと。

③ 就業体験活動やボランティア活動、自然体験活動、地域の行事への参加などの豊かな体験の充実とともに、道徳教育がいじめの防止や安全の確保等に資するよう留意することを示した。

④ 学校の道徳教育の全体計画や道徳教育に関する諸活動などの情報を積極的に公表すること、家庭や地域社会との共通理解を深め、相互の連携を図ることを示した。

kyosai-gund.jp

〔13〕　次の記述は、「特別支援学校高等部学習指導要領（平成31年２月告示）」に示された「第２章　各教科　第２節　知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校　第１款　各学科に共通する各教科の目標及び内容　〔職業〕　１　目標」の一部である。空欄［ア］～［ウ］に当てはまるものの組合せとして最も適切なものを、後の①～⑥のうちから選びなさい。解答番号は［13］。

〔職　業〕

１　目　標

職業に係る見方・考え方を働かせ，職業など卒業後の進路に関する実践的・体験的な学習活動を通して，よりよい生活の実現に向けて工夫する資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

(1)　職業に関する事柄について理解を深めるとともに，将来の職業生活に係る［ア］を身に付けるようにする。

(2)　将来の［イ］を見据え，必要な事柄を見いだして課題を設定し，解決策を考え，実践を評価・改善し，表現する力を養う。

(3)　よりよい将来の［イ］の実現や［ウ］に向けて，生活を改善しようとする実践的な態度を養う。

①　ア　技能　　イ　社会生活　　ウ　地域社会への貢献
②　ア　知識　　イ　職業生活　　ウ　自立
③　ア　知識　　イ　社会生活　　ウ　地域社会への貢献
④　ア　技能　　イ　職業生活　　ウ　地域社会への貢献
⑤　ア　技能　　イ　職業生活　　ウ　自立
⑥　ア　知識　　イ　社会生活　　ウ　自立

kyosai-guild.jp

〔14〕　次の記述は、「障害のある子供の教育支援の手引（令和３年６月）　第３編　障害の状態等に応じた教育的対応　Ⅲ　知的障害　１　知的障害のある子供の教育的ニーズ　（２）教育的ニーズを整理するための観点」に示された「知的障害のある子供の教育における合理的配慮を含む必要な支援の内容　教育内容・方法」についての説明である。ア～エの内容の正誤の組合せとして最も適切なものを、後の①～⑥のうちから選びなさい。解答番号は［14］。

ア　できるだけ実生活につながる技術や態度を身に付けられるようにするとともに、社会生活上の規範やルールの理解を促すよう配慮する。

イ　知的発達の遅れにより、全般的に学習内容の習得が困難な場合があることから、理解の状況に応じた学習内容の変更・調整を行う。

ウ　知的発達の遅れに応じた分かりやすい指示や教材・教具を提供する（文字の拡大や読み仮名の付加、話し方の工夫、文の長さの調整、具体的な用語の使用、動作化や視覚化の活用、数量等の理解を促すための絵カードや文字カード、数え棒、パソコンの活用等）。

エ　知的発達の遅れにより、実際的な生活に役立つ技術や態度の習得が困難であることから、調理実習や宿泊学習等の具体的な活動場面において、家庭においても生かすことのできる力が向上するように指導するとともに、学習活動が円滑に進むように、図や写真を活用した日課表や活動予定表等を活用し、自主的に判断し見通しをもって活動できるようにする。

①	アー誤	イー正	ウー誤	エー正
②	アー誤	イー誤	ウー正	エー正
③	アー正	イー誤	ウー正	エー誤
④	アー正	イー正	ウー誤	エー誤
⑤	アー正	イー正	ウー正	エー正
⑥	アー誤	イー誤	ウー誤	エー誤

kyosai-guild.jp

〔15〕　次の記述は、「障害のある子供の教育支援の手引（令和３年６月）」に示された「第３編　障害の状態等に応じた教育的対応　Ⅳ　肢体不自由　１　肢体不自由のある子供の教育的ニーズ　（１）早期からの教育的対応の重要性」の一部である。空欄［ア］～［エ］に当てはまる語句の組合せとして最も適切なものを、後の①～⑤のうちから選びなさい。解答番号は［15］。

肢体不自由のある子供の中には，知的障害，視覚障害，聴覚障害，言語障害などの障害を併せ有することがある。その結果，肢体不自由がもたらす困難さ（一次的な障害）の他に，例えば，見えにくさや言語の表出に配慮されずに学習してしまうことで，ものを正しく捉えられずにものと名称が結び付きにくかったり，伝えたいことがうまく伝わらず，表出することに対して消極的になったりして言葉の獲得や理解に遅れが生じたりするなどの様々な問題（［ア］）が存在することとなる。

特に，肢体不自由のある幼児の場合，「歩くこと」や「話せるようになること」などの他に，目，耳等の［イ］を通して捉える感覚や，それらを通して得られる感覚等を用い，ものの機能や属性，形，色，大きさ等の［ウ］を図ることなどに着目していくことも重要となる。そこで，肢体不自由のある幼児に関わる場合には，「歩くこと」や「話せるようになること」だけでなく，その幼児の心身の発達における［エ］を見失うことがないように留意しなければならない。

① ア　環境的な問題　イ　神経器官　ウ　判別　エ　全体像
② ア　環境的な問題　イ　感覚器官　ウ　判別　エ　一部分
③ ア　二次的な障害　イ　神経器官　ウ　概念の形成　エ　全体像
④ ア　二次的な障害　イ　感覚器官　ウ　概念の形成　エ　全体像
⑤ ア　二次的な障害　イ　神経器官　ウ　判別　エ　一部分

kyosai-guild.jp

〔16〕　次の記述は、「障害のある子供の教育支援の手引（令和３年６月）」に示された「第３編　障害の状態等に応じた教育的対応　Ⅳ　肢体不自由　３　肢体不自由の理解　（３）脳性まひ等にみられる特性」の一部である。空欄［ア］～［オ］に当てはまるものの組合せとして最も適切なものを、後の①～⑥のうちから選びなさい。解答番号は［16］。

原因発生の時期は，［ア］が多く，出生前と出生後の場合もある。生後の発生は，後天性疾患や脳外傷等によるものである。原因がはっきりしている場合には，脳性まひとはせずに，髄膜炎後遺症など，原因に基づく診断名が付けられることも多い。

脳性まひの症状は，発育・発達につれて変化するが，小学校及び小学部［イ］の時期に達する頃には，ほぼ固定してくる。主な症状の一つとして，筋緊張の異常，特に亢（こう）進あるいは低下とその変動を伴う［ウ］運動が見られる。合目的的運動をしようと意識するときに現れてくる［ウ］運動（［エ］運動）は，［オ］から出現してくる。

①	ア	周産期	イ	高学年	ウ	不随意	エ	アテトーゼ	オ　幼児期
②	ア	胎芽期	イ	高学年	ウ	随意	エ	ジストニア	オ　児童期
③	ア	周産期	イ	低学年	ウ	不随意	エ	ジストニア	オ　幼児期
④	ア	胎芽期	イ	低学年	ウ	随意	エ	アテトーゼ	オ　児童期
⑤	ア	周産期	イ	低学年	ウ	不随意	エ	アテトーゼ	オ　児童期
⑥	ア	胎芽期	イ	高学年	ウ	随意	エ	ジストニア	オ　幼児期

kyosai-guild.jp

〔17〕　次の記述は、「特別支援学校高等部学習指導要領（平成31年２月告示）」に示された「第２章　各教科　第１節　視覚障害者，聴覚障害者，肢体不自由者又は病弱者である生徒に対する教育を行う特別支援学校　第２款　各科目に関する指導計画の作成と内容の取扱い　３　肢体不自由者である生徒に対する教育を行う特別支援学校」の一部である。
空欄［　ア　］～［　ウ　］に当てはまる語句の組合せとして最も適切なものを、後の①～⑤のうちから選びなさい。解答番号は［　17　］。

(1)　［　ア　］な活動を通して言語概念等の形成を一層図り，生徒の障害の状態や発達の段階に応じた思考力，［　イ　］，表現力等の育成に努めること。

(2)　生徒の身体の動きの状態や認知の特性，各教科・科目の内容の習得状況等を考慮して，指導内容を適切に設定し，重点を置く事項に時間を多く配当するなど計画的に指導すること。

(3)　生徒の学習時の姿勢や認知の特性等に応じて，指導方法を工夫すること。

(4)　生徒の身体の動きや意思の表出の状態等に応じて，適切な補助具や補助的手段を工夫するとともに，コンピュータ等の情報機器などを有効に活用し，指導の効果を高めるようにすること。

(5)　各教科・科目の指導に当たっては，特に［　ウ　］の時間における指導との密接な関連を保ち，学習効果を一層高めるようにすること。

①　ア　体験的　　イ　判断力　　ウ　自立活動
②　ア　主体的　　イ　理解力　　ウ　特別活動
③　ア　体験的　　イ　判断力　　ウ　特別活動
④　ア　主体的　　イ　判断力　　ウ　自立活動
⑤　ア　体験的　　イ　理解力　　ウ　特別活動

kyosai-guild.jp

〔18〕　次の記述は、「障害のある子供の教育支援の手引（令和３年６月）　第３編　障害の状態等に応じた教育的対応　Ⅳ　肢体不自由　１　肢体不自由のある子供の教育的ニーズ　（２）教育的ニーズを整理するための観点　③　肢体不自由のある子供の教育における合理的配慮を含む必要な支援の内容」に示された「支援体制」についての説明である。ア～エの内容の正誤の組合せとして最も適切なものを、後の①～⑤のうちから選びなさい。解答番号は 18 。

ア　体育担当教員、養護教諭、栄養職員、学校医を含むサポートチームが教育的ニーズを把握し支援の内容や方法を検討する。必要に応じて特別支援学校からの支援を受けるとともに理学療法士（PT）、作業療法士（OT）、言語聴覚士（ST）等の指導助言を活用する。

イ　移動や日常生活動作に制約があることや、移動しやすさを確保するために協力できることなどについて、周囲の子供、教職員、保護者への理解啓発に努める。

ウ　上肢や下肢の動きの制約に対して施設・設備を工夫又は改修するとともに、車椅子等で移動しやすいような空間を確保する。

エ　移動の困難さに対して避難経路を確保し、必要な施設・設備の整備を行うとともに、災害等発生後の必要な物品を準備する。

① ア－正　イ－誤　ウ－正　エ－誤
② ア－誤　イ－正　ウ－正　エ－誤
③ ア－正　イ－誤　ウ－誤　エ－正
④ ア－正　イ－正　ウ－正　エ－正
⑤ ア－誤　イ－誤　ウ－誤　エ－正

kyosai-guild.jp

〔19〕　次の記述は、「発達障害者支援法（平成28年８月１日施行）」の一部である。

空欄［ア］～［ウ］に当てはまるものの組合せとして最も適切なものを、後の①～④のうちから選びなさい。解答番号は［19］。

（目的）

第一条　この法律は、発達障害者の心理機能の適正な発達及び円滑な社会生活の促進のために発達障害の症状の発現後できるだけ早期に発達支援を行うとともに、切れ目なく発達障害者の支援を行うことが特に重要であることに鑑み、［ア］（昭和四十五年法律第八十四号）の基本的な理念にのっとり、発達障害者が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、発達障害を早期に発見し、発達支援を行うことに関する国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、［イ］における発達障害者への支援、発達障害者の就労の支援、発達障害者支援センターの指定等について定めることにより、発達障害者の自立及び社会参加のためのその［ウ］にわたる支援を図り、もって全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とする。

①　ア　障害者基本法　　イ　家庭教育　　ウ　生活全般
②　ア　社会福祉事業法　　イ　学校教育　　ウ　経済全般
③　ア　障害者基本法　　イ　学校教育　　ウ　生活全般
④　ア　社会福祉事業法　　イ　家庭教育　　ウ　経済全般

kyosai-guild.jp

〔20〕　次の記述は、「『令和の日本型学校教育』の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す，個別最適な学びと，協働的な学びの実現～（答申）（中央教育審議会　令和３年１月26日）」に示された「第Ⅱ部　各論　４．新時代の特別支援教育の在り方について　（２）障害のある子供の学びの場の整備・連携強化」の一部である。空欄［ア］～［ウ］に当てはまるものの組合せとして最も適切なものを、後の①～④のうちから選びなさい。解答番号は［20］。

小学校等における特別な支援を必要とする児童生徒への学びの場や［ア］は段階的に充実してきているが，管理職のリーダーシップのもと，特別支援学級と通常の学級の学級担任間や教科担任等との連携による［ア］を整備し，各教科等の学習を更に充実する必要がある。特に特別支援学級と通常の学級の児童生徒が共に学ぶ活動の充実の観点から，特別支援学級の児童生徒が，特別支援学級に加え，在籍する学校の通常の学級の一員としても活動するような取組を充実し，児童生徒の障害の特性や個々の事情を勘案しつつ，学級活動や給食等について，可能な限り共に行うことが必要である。また，教科学習についても，児童生徒の［イ］を踏まえ，［ウ］で実施することが可能なものについては，年間指導計画等に位置付けて，年間を通じて計画的に実施することが必要である。その際，可能な限り，両学級の教育内容の関連の確保を図るとともに，通常の学級においては，ユニバーサルデザインや合理的配慮の提供を前提とする学級経営・授業づくりを引き続き進めていく必要がある。

①　ア　参加体制　　イ　障害の程度等　　ウ　共同
②　ア　指導体制　　イ　学習の進度等　　ウ　個別
③　ア　参加体制　　イ　学習の進度等　　ウ　個別
④　ア　指導体制　　イ　障害の程度等　　ウ　共同

kyosai-guide.jp

〔21〕　次の記述は、「新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議　報告（文部科学省　令和３年１月４日）」に示された「Ⅳ．ICT利活用等による特別支援教育の質の向上」についての説明である。記述の内容として**適切ではないもの**を、次の①～③のうちから選びなさい。解答番号は［ 21 ］。

① 障害のある子供に対するICTを活用した学習指導において、テレビ会議システムを用いた遠隔教育は、病気療養児にとって、学校の友人関係や学習を途切れさせることなく続けることを可能にする方法である。

② ICTは、障害の有無を問わず、子供が主体的に学ぶために有用なものであるとともに、特別な支援を必要とする子供に対しては、その障害の状態や特性及び心身の発達の段階等に応じて活用することにより、各教科等の学習の効果を高めたり、障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服するための指導に効果を発揮したりすることができる重要なものである。

③ 技術は日々進化を続けており、近年では、VR（仮想現実技術）やAI（人工知能）などの最新技術も、応用の可能性が広がっているが、特別支援学校に在籍している個別性の高い指導を必要とする児童生徒に対して授業で使用することは、適切ではない。

kyosai-guild.jp

〔22〕　次の記述は、「障害のある子供の教育支援の手引（令和３年６月）」に示された「第１編　障害のある子供の教育支援の基本的な考え方　２　早期からの一貫した教育支援」の一部である。空欄［　ア　］～［　ウ　］に当てはまるものの組合せとして最も適切なものを、後の①～④のうちから選びなさい。解答番号は［　22　］。

障害のある子供が，［　ア　］の一員として，生涯にわたって様々な人々と関わり，［　イ　］に社会参加しながら心豊かに生きていくことができるようにするためには，教育，医療，福祉，保健，労働等の各分野が一体となって，社会全体として，その子供の［　ウ　］を生涯にわたって教育支援していく体制を整備することが必要である。

① ア　地域社会　　イ　主体的　　ウ　自立
② ア　学校　　イ　主体的　　ウ　課題
③ ア　地域社会　　イ　受動的　　ウ　課題
④ ア　学校　　イ　受動的　　ウ　自立

kyosai-guild.jp

〔23〕　次の記述は、「小学校学習指導要領解説　総則編（平成29年７月）　第３章　教育課程の編成及び実施　第４節　児童の発達の支援　２　特別な配慮を必要とする児童への指導　（１）障害のある児童などへの指導」の一部である。空欄［　ア　］～［　ウ　］に当てはまるものの組合せとして最も適切なものを、後の①～⑥のうちから選びなさい。解答番号は［ 23 ］。

通級による指導に係る授業時数は，年間［　ア　］単位時間から280単位時間までを標準としているほか，［　イ　］については，年間10単位時間から［　ウ　］単位時間までを標準としている。

①	ア	30	イ	弱視者及び難聴者	ウ	140
②	ア	35	イ	弱視者及び難聴者	ウ	280
③	ア	30	イ	弱視者及び難聴者	ウ	280
④	ア	35	イ	学習障害者及び注意欠陥多動性障害者	ウ	280
⑤	ア	35	イ	学習障害者及び注意欠陥多動性障害者	ウ	140
⑥	ア	30	イ	学習障害者及び注意欠陥多動性障害者	ウ	140

kyosai-guild.jp

〔24〕　学校教育法施行規則（令和７年４月１日施行）第140条及び「障害に応じた通級による指導の手引　解説とＱ＆Ａ（改訂第３版）」（文部科学省）に示されている通級による指導の対象として**適切ではないもの**を、次の①～⑥のうちから選びなさい。解答番号は［ 24 ］。

① 言語障害者
② 自閉症者
③ 情緒障害者
④ 弱視者
⑤ 難聴者
⑥ 知的障害者

kyosai-guild.jp

〔25〕　次の記述は、「障害のある子供の教育支援の手引（令和３年６月）　第３編　障害の状態等に応じた教育的対応」に示された「Ⅸ　学習障害」についての説明である。ア～オの内容の正誤の組合せとして最も適切なものを、後の①～⑥のうちから選びなさい。
解答番号は［ 25 ］。

ア　学習障害のある当該の子供に必要な合理的配慮を行ったり、必要な支援の内容を提供したりすることで、学習への参加や学習内容の理解などが可能となるようにする必要がある。

イ　学習障害は、中枢神経系に何らかの機能不全があると推定されている。また、知的障害を必ず併せ有しており、その程度や重複の状態は様々であるので、個々の子供に応じた対応が必要である。

ウ　文字や数字を扱う場面が少ない幼児期においては、学習障害の傾向があることに気付くことは不可能である。

エ　学習場面への参加の困難さを感じることが多く、また本人は努力していても周囲にはそれが認められにくい場合もあることから、その結果として、不登校や心身症などの二次的な障害を起こす場合がある。

オ　小学校高学年以降にあっては、学習障害が原因となって、国語、算数（数学）の基礎的能力の遅れが全般的な遅れにつながっていることがあることに留意する必要がある。

①　ア－誤　イ－誤　ウ－正　エ－正　オ－誤
②　ア－正　イ－誤　ウ－誤　エ－正　オ－正
③　ア－誤　イ－正　ウ－誤　エ－正　オ－誤
④　ア－正　イ－正　ウ－正　エ－誤　オ－誤
⑤　ア－誤　イ－正　ウ－誤　エ－正　オ－正
⑥　ア－正　イ－誤　ウ－正　エ－誤　オ－正

kyosai-guild.jp

〔26〕　次の記述は、「新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議　報告（文部科学省令和３年１月４日）」に示された「Ⅲ．特別支援教育を担う教師の専門性の向上　３．特別支援学校の教師に求められる専門性」の一部である。空欄［　ア　］～［　ウ　］に当てはまるものの組合せとして最も適切なものを、後の①～④のうちから選びなさい。解答番号は［　26　］。

特別支援学校では、幼稚部から高等部までの幅広い年齢や発達段階の子供が在籍し、障害の状態等は個々に違っており、また、特別支援学校に設置されている学級のうち［　ア　］が重複障害の学級であり、重複障害の子供が多く含まれていることから、一人一人の実態に応じて指導に当たる必要がある。

（中略）

特別支援学校は、要請に応じて小中学校等の障害のある子供に関する助言や援助を行うことが求められており、特別支援学校が地域の特別支援教育の水準の向上に寄与するうえで、特別支援学校の教師が、小中学校等の各教科等の授業における障害のある児童生徒の「困難さ」に対する「［　イ　］」を理解し、［　ウ　］様々な「手立て」を検討し、授業の助言・援助に当たっていく専門性を高めることが重要である。

①　ア　約４割　　イ　指導上の工夫の意図　　ウ　個に応じた
②　ア　約６割　　イ　障害の程度　　ウ　集団に合わせた
③　ア　約６割　　イ　指導上の工夫の意図　　ウ　集団に合わせた
④　ア　約４割　　イ　障害の程度　　ウ　個に応じた

kyosai-guild.jp

〔27〕　検査についての説明のうち内容として**適切ではないもの**を、次の①～⑤のうちから選びなさい。解答番号は 27 。

① ウェクスラー式知能検査は、対象年齢によって幼児期用のWPPSI、学齢期用のWISC、成人期用のWAISの３種類がある。

② 田中ビネー知能検査Ⅴは、対象者が２歳～成人までである。２歳～13歳11か月までは、精神年齢（MA）と生活年齢（CA）から、知能指数（IQ）を算出するが、14歳以上成人の場合には、原則として精神年齢の算出は行わない。

③ 新版K式発達検査2020は、０歳から４歳７か月までの乳幼児を対象に、「運動」「社会性」「言語」の３つの領域における発達の状態を把握する個別の検査である。

④ DN-CAS認知評価システムは、PASS理論（P:プランニング、A:注意、S:同時処理、S:継次処理）に基づいて開発された。

⑤ 絵画語い発達検査（Picture Vocabulary Test-Revised:PVT-R）は、図版を指さしで回答でき、低年齢の子どもにも適用できるようになっている。

kyosai-guild.jp

〔28〕　次の記述は、「特別支援学校学習指導要領解説　総則等編（高等部）（平成31年２月）」に示された「第２編　高等部学習指導要領解説　第２部　高等部学習指導要領総則等の解説　第１章　教育課程の編成及び実施　第６節　生徒の調和的な発達の支援　１　生徒の調和的な発達を支える指導の充実　（３）キャリア教育の充実」の一部である。
空欄［ア］～［エ］に当てはまるものの組合せとして最も適切なものを、後の①～④のうちから選びなさい。解答番号は［28］。

> （３）生徒が，学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら，社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を身に付けていくことができるよう，［ア］を要としつつ各教科・科目等又は各教科等の特質に応じて，キャリア教育の充実を図ること。その中で，生徒が自己の在り方生き方を考え［イ］に進路を選択することができるよう，学校の教育活動全体を通じ，組織的かつ計画的な進路指導を行うこと。その際，家庭及び地域や福祉，労働等の業務を行う関係機関との連携を十分に図ること。

本項は，生徒に学校で学ぶことと［ウ］を意識させ，一人一人の社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を育み，［エ］を促すキャリア教育の充実を図ることを示している。

① ア　自立活動　イ　受動的　ウ　社会との接続　エ　知的発達
② ア　自立活動　イ　主体的　ウ　自己実現　エ　キャリア発達
③ ア　特別活動　イ　主体的　ウ　社会との接続　エ　キャリア発達
④ ア　特別活動　イ　受動的　ウ　自己実現　エ　知的発達

kyosai-guild.jp

〔29〕　次の記述は、「今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について（答申）（中央教育審議会　平成23年１月31日）　第２章　発達の段階に応じた体系的なキャリア教育の充実方策」に示された「各学校段階における推進のポイント」についての説明である。初等中等教育における特別支援教育の内容について、ア～エの内容の正誤の組合せとして最も適切なものを、後の①～⑥のうちから選びなさい。解答番号は 29 。

ア　特別支援教育は、発達障害を含め障害のある児童生徒に対し、その自立や社会参加に向けて持てる力を伸ばすという観点から、適切な指導及び必要な支援を行うものである。

イ　障害のある児童生徒については、自己の抱える困難さ、特に作業力を中心に認識・理解を深め、困難さを乗り越えるための能力や対処方法を身に付ける支援が必要である。

ウ　職業適性を幅広く切り開くことができるよう、個々の特性・ニーズにきめ細かく対応し、職場体験活動の機会の拡大や体系的なソーシャルスキルトレーニングの導入等、適切な指導や支援を行うことが必要である。

エ　学校は、医療・福祉・保健・労働等の関係機関との連携により作成した個別の指導計画を活用して、生徒や保護者の希望も尊重しながら、生徒が主体的に自らの進路を選択・決定できるよう、適切な時期に必要な情報を提供するなど、進路指導の充実に努めることが重要である。

①　ア－誤　イ－正　ウ－正　エ－誤
②　ア－正　イ－誤　ウ－誤　エ－正
③　ア－正　イ－誤　ウ－正　エ－誤
④　ア－誤　イ－正　ウ－誤　エ－正
⑤　ア－正　イ－正　ウ－正　エ－誤
⑥　ア－誤　イ－誤　ウ－誤　エ－正

kyosai-guild.jp

〔30〕　次の記述は、「特別支援学校教育要領・学習指導要領解説　総則編（幼稚部・小学部・中学部）（平成30年３月）　第３編　小学部・中学部学習指導要領解説　第２章　教育課程の編成及び実施　第２節　小学部及び中学部における教育の基本と教育課程の役割」に示された「カリキュラム・マネジメントの充実」についての説明である。記述の内容として最も適切なものを、次の①～④のうちから選びなさい。解答番号は［30］。

① 教科等横断的な視点に立った資質・能力の育成を教育課程の中で適切に位置付けていくことや、各学校において具体的な目標及び内容を定めることとなる総合的な学習の時間において教科等の枠を超えた横断的・総合的な学習が行われるようにすることなど、教科等間のつながりを意識して教育課程を編成することが重要である。

② 児童生徒の姿や学校及び地域の状況を、教師の評価に基づいて把握し、学校の教育目標など教育課程の編成の基本となる事項を定めていくことが求められる。

③ 教育目標の実現状況や教育課程の実施状況を確認し分析して課題となる事項を見いだし、改善方針を立案して実施していくことが求められるが、全ての内容について教育委員会の指導助言を得ながら長期的に改善を図っていくことが必要である。

④ 学校規模、教職員の状況、施設設備の状況などの人的又は物的な体制の実態は地域で共通しており、地域で一律に教育資源や学習環境などを教育課程の編成に生かすことが必要である。

kyosai-guild.jp

〔31〕　次の記述は、「特別支援学校教育要領・学習指導要領解説　自立活動編（幼稚部・小学部・中学部）（平成30年３月）　第７章　自立活動の個別の指導計画の作成と内容の取扱い　２　個別の指導計画の作成手順」に示された「指導目標（ねらい）の設定」についての説明である。ア～エの内容の正誤の組合せとして最も適切なものを、後の①～⑤のうちから選びなさい。解答番号は［31］。

ア　学習指導要領等には、自立活動について、教科のように目標の系統性は示されていない。

イ　整理・抽出された指導すべき課題を踏まえ、幼稚部、小学部、中学部、高等部の各部の在学期間、学年等の長期的な観点に立った指導目標（ねらい）とともに、当面の短期的な観点に立った指導目標（ねらい）を定めることが、自立活動の指導の効果を高めるために必要である。

ウ　中心的な課題の分析や整理を進めていくために、特定の教師が検討する学校のシステムを構築することが望まれる。

エ　具体的な指導目標（ねらい）を設定し、それを達成するために必要な項目を選定するに当たっては、その幼児児童生徒の現在の状態に着目するだけではなく、その生育の過程の中で、現在の状態に至った原因や背景を明らかにし、障害による学習上又は生活上の困難の改善・克服を図るようにすることも大切である。

①　ア－正　イ－誤　ウ－正　エ－誤
②　ア－誤　イ－正　ウ－誤　エ－正
③　ア－正　イ－正　ウ－誤　エ－正
④　ア－誤　イ－誤　ウ－誤　エ－正
⑤　ア－正　イ－正　ウ－正　エ－誤

kyosai-guild.jp

〔32〕　次の記述は、「特別支援学校教育要領・学習指導要領解説　自立活動編（幼稚部・小学部・中学部）（平成30年３月）　第２章　今回の改訂の要点　２　障害の捉え方と自立活動」に示された「障害の捉え方の変化と自立活動とのかかわり」についての説明である。ア～ウの内容の正誤の組合せとして最も適切なものを、後の①～⑤のうちから選びなさい。解答番号は［ 32 ］。

ア　自立活動が指導の対象とする「障害による学習上又は生活上の困難」は、WHOにおいてICF（国際生活機能分類）が採択されたことにより、それとの関連で捉えることが必要である。つまり、精神機能や視覚・聴覚などの「心身機能・身体構造」、歩行やADL（食事や排泄、入浴等の日常生活動作）などの「活動」、趣味や地域活動などの「参加」といった生活機能との関連で「障害」を把握することが大切であるということである。

イ　自立活動の指導をする際には、生活機能の側面と障害による困難の側面とともに、それらと個人因子や環境因子等とのかかわりなども踏まえて、個々の幼児児童生徒の実態を把握し、具体的な指導内容を設定するのである。

ウ　ICFの特徴の一つは、環境因子等を適切に考慮する点にあるが、成長期にある幼児児童生徒の実態は様々に変化するので、それらを見極めながら環境を構成したり整えたりする必要がある。

① ア－正　イ－誤　ウ－正
② ア－誤　イ－誤　ウ－正
③ ア－誤　イ－正　ウ－誤
④ ア－正　イ－正　ウ－正
⑤ ア－誤　イ－誤　ウ－誤

kyosai-guild.jp

〔33〕　次の記述は、「特別支援学校幼稚部教育要領　小学部・中学部学習指導要領（平成29年４月告示）　第１章　総則」に示された「第８節　重複障害者等に関する教育課程の取扱い」についての説明である。ア～エの内容の正誤の組合せとして最も適切なものを、後の①～⑥のうちから選びなさい。解答番号は［33］。

ア　視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である児童に対する教育を行う特別支援学校の小学部の外国語科については、外国語活動の目標及び内容の一部を取り入れることができる。

イ　重複障害者のうち、障害の状態により特に必要がある場合には、各教科、道徳科、外国語活動若しくは特別活動の目標及び内容に関する事項の一部又は各教科、外国語活動若しくは総合的な学習の時間に替えて、自立活動を主として指導を行うことができるものとする。

ウ　重複障害者、療養中の児童若しくは生徒又は障害のために通学して教育を受けることが困難な児童若しくは生徒に対して教員を派遣して教育を行う場合についても、通学して教育を受ける児童若しくは生徒と同様の授業時数を確保することが重要である。

エ　各教科の各学年の目標及び内容の一部又は全部を、当該各学年より前の各学年の目標及び内容の一部又は全部によって、替えることができること。また、特別活動の各学年の内容の一部又は全部を、当該各学年より前の学年の内容の一部又は全部によって、替えることができる。

①　ア－正　イ－誤　ウ－正　エ－誤
②　ア－誤　イ－誤　ウ－正　エ－正
③　ア－正　イ－正　ウ－誤　エ－誤
④　ア－正　イ－誤　ウ－誤　エ－正
⑤　ア－正　イ－正　ウ－誤　エ－正
⑥　ア－誤　イ－正　ウ－誤　エ－誤

kyosai-guild.jp

〔34〕　次の記述は、「特別支援学校学習指導要領解説　各教科等編（小学部・中学部）（平成30年３月）　第３章　視覚障害者，聴覚障害者，肢体不自由者又は病弱者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校の各教科　第５　病弱者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校」に示された「負担過重とならない学習活動」についての説明である。記述の内容として最も適切なものを、次の①～④のうちから選びなさい。解答番号は［34］。

① 心身症や精神疾患の児童生徒は、日内変動は激しくないため、病気の状態を登校時に把握することで、適切に対応することができる。

② 筋ジストロフィーの児童生徒は、衝突や転倒による骨折の防止等に留意する。

③ アレルギー疾患の児童生徒については、アレルゲン（抗原）となる物質について校内で情報を共有し、アレルゲンをできる限り排除することで、緊急時の対応を定める必要がなくなる。

④ 糖尿病や心臓疾患の児童生徒については、活動の量と活動の時間、及び休憩時間を適切に定めること。運動や学校行事を計画する際は、学校生活管理指導表を活用して、できる活動を担任のみで考える。

kyosai-guild.jp

〔35〕　次の記述は、「小学校等における医療的ケア実施支援資料～医療的ケア児を安心・安全に受け入れるために～（令和３年６月　文部科学省）」に示された「第１編　医療的ケアの概要と実施者」及び「第２編　小学校等における受け入れ体制の構築」についての説明である。ア～エの内容の正誤の組合せとして最も適切なものを、後の①～④のうちから選びなさい。解答番号は 35 。

ア　一般的には、医療的ケアとは、病院などの医療機関以外の場所（学校や自宅など）で日常的に継続して行われる、喀痰吸引や経管栄養、気管切開部の衛生管理、導尿、インスリン注射などの医行為を指し、病気治療のための入院や通院で行われる医行為は含まれないものとされている。

イ　小学校等において看護師等が医療的ケアを行うに当たって、教職員は、医療的ケアを小学校等において行う教育的意義や必要な衛生環境などについて理解する必要はあるが、学級担任をはじめ教職員による日常的な子供の健康状態の把握や、看護師等と情報共有を行う必要はなく、緊急時には医療的ケアを行う看護師等のみで対応する。

ウ　社会福祉士及び介護福祉士法に基づく喀痰吸引等研修を修了し、認定特定行為業務従事者として、都道府県知事に認定を受けた教職員は、医療的ケアのうち、喀痰吸引と経管栄養の一部については、医師の指示を受けずに自らの判断で行うことができる。

エ　自宅等において、医療的ケア児やその保護者が医療的ケアを実施できるのは、当該行為の違法性が阻却（正当化）される場合の要件（目的の正当性、手段の相当性、法益衡量、法益侵害の相対的軽微性、必要性・緊急性）を満たすと考えられるためである。

①　ア－正　イ－正　ウ－誤　エ－正
②　ア－正　イ－誤　ウ－誤　エ－正
③　ア－誤　イ－正　ウ－正　エ－誤
④　ア－誤　イ－誤　ウ－正　エ－誤

kyosai-guild.jp

〔36〕　次の記述は、「障害のある子供の教育支援の手引（令和３年６月）　第３編　障害の状態等に応じた教育的対応　Ⅴ　病弱・身体虚弱　２　病弱・身体虚弱の子供の学校や学びの場と提供可能な教育機能　（２）小中学校等における学びの場」に示された「病弱・身体虚弱特別支援学級」についての説明である。記述の内容として**適切ではないもの**を、次の①～④のうちから選びなさい。解答番号は［ 36 ］。

① 病弱・身体虚弱特別支援学級は、必要に応じて、小中学校等に設置されているものである。

② 病弱・身体虚弱特別支援学級の対象者としては、医療又は生活の管理が必要であるため、学習時間の制約があったり、通常の学級における一斉の学習活動では困難が生じる教科が多くみられたりする子供である。

③ 病弱・身体虚弱特別支援学級には、入院中の子供のため病院内に設けられた学級と、入院は必要としないが小中学校等内に設けられた学級に通学して学ぶ教育形態の二種類がある。

④ 病院内の病弱・身体虚弱特別支援学級では、各教科の指導は行われているが、入院治療中なため、健康の回復・改善等を図るための自立活動の指導は行われていない。

kyosai-guild.jp

〔37〕　次の記述は、「障害のある子供の教育支援の手引（令和３年６月）　第３編　障害の状態等に応じた教育的対応　Ⅴ　病弱・身体虚弱　３　病弱・身体虚弱の理解　（２）病弱教育の対象となる病気等」に示された主な整形外科的疾患の一つについての説明である。疾患の名称として最も適切なものを、後の①～④のうちから選びなさい。解答番号は 37 。

左右の脚長差や不自然な姿勢を長く続ける生活習慣などが原因となるもの、脊椎の先天奇形によるもの、脳性まひや筋ジストロフィーなどの種々の筋疾患によるもの、原因不明のものがある。そのうち、原因不明のものは、小学校高学年から中学生にかけての思春期に多く発症し、男子よりも女子に多い。

① 骨形成不全症
② 二分脊椎症
③ 脊柱側弯症
④ ペルテス病

kyosai-guild.jp

〔38〕　次の記述は、「神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例～ともに生きる社会を目指して～（令和５年４月１日施行）」に示された「（目的）第１条」の一部である。
空欄［ア］～［ウ］に当てはまるものの組合せとして最も適切なものを、後の①～⑥のうちから選びなさい。解答番号は［38］。

この条例は、当事者目線の障害福祉の推進について、基本理念を定め、及び県、県民、事業者等の責務を明らかにするとともに、当事者目線の障害福祉を推進するための基本となる事項を定めることにより、当事者目線の障害福祉の推進を図り、もって障害者が障害を理由とするいかなる差別及び［ア］を受けることなく、［イ］の望む暮らしを実現することができ、障害者のみならず誰もが喜びを実感することができる［ウ］の実現に資することを目的とする。

① ア　制限　　イ　自ら　　ウ　余暇活動
② ア　虐待　　イ　家族　　ウ　地域共生社会
③ ア　制限　　イ　家族　　ウ　余暇活動
④ ア　虐待　　イ　自ら　　ウ　地域共生社会
⑤ ア　制限　　イ　家族　　ウ　地域共生社会
⑥ ア　虐待　　イ　自ら　　ウ　余暇活動

kyosai-guild.jp

〔39〕　次の記述は、「交流及び共同学習ガイド（文部科学省　平成31年３月）　第２章　交流及び共同学習の展開」に示された「評価」についての説明である。下線（ア）～（ウ）の正誤の組合せとして最も適切なものを、後の①～⑥のうちから選びなさい。
解答番号は 39 。

活動後には、交流及び共同学習のねらいがどの程度達成できたのか、活動を通して相互理解がどのように進んだのかなどについて具体的に評価するとともに、交流及び共同学習について（ア）教育課程上に位置付けた各教科等の目標に照らしてどのような資質・能力が身に付いたかを評価していきます。

交流及び共同学習の大きな目的である「（イ）障害者が自ら意思を決定して生きていくことを学ぶ」ことにつながったかどうかを評価するため、学校独自に交流及び共同学習に関する評価の視点を定めておき、それに基づいて子供たちの取組を評価するなどの工夫も考えられます。

そのためには、作文や絵に表現されたものや活動場面での変容だけでなく、その後の学校生活や学校外の生活において、子供がどのような姿を見せているのか、子供の意識や行動にどのような変容や成長があったのかなどについても、とらえることが大切となります。

このような評価を次回の活動に生かし、（ウ）必要な改善や計画の見直しを行い、よりよい交流及び共同学習にしていくことが大切です。

①　（ア）－正　　（イ）－正　　（ウ）－誤
②　（ア）－正　　（イ）－誤　　（ウ）－正
③　（ア）－誤　　（イ）－正　　（ウ）－正
④　（ア）－誤　　（イ）－誤　　（ウ）－正
⑤　（ア）－誤　　（イ）－正　　（ウ）－誤
⑥　（ア）－正　　（イ）－誤　　（ウ）－誤

kyosai-guild.jp

〔40〕　次の記述は、「新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議　報告（文部科学省　令和３年１月４日）　Ⅱ．障害のある子供の学びの場の整備・連携強化」に示された「就学前における早期からの相談・支援の充実」についての説明である。下線（ア）～（ウ）の正誤の組合せとして最も適切なものを、後の①～⑥のうちから選びなさい。
解答番号は 40 。

一人一人の教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供する観点から、市区町村教育委員会における就学手続きにおいて、よりきめ細かな就学相談を実施することが重要であり、その際、本人や保護者が正確な情報を得て理解したうえで意向を表明できるよう、小学校や特別支援学校双方で受けられる教育の内容、支援体制を含む基礎的環境整備、（ア）児童福祉法に基づく合理的配慮の提供、可能な範囲で医学等の専門的見地も含めた学校卒業までの子供の育ちの見通し等について、情報提供を行うことが重要である。また、就学相談を行う中で、障害当事者の意見を参考とすることも考えられる。

さらに、教育支援委員会等による就学先決定の方法や、就学後も必要に応じて転学や通級指導教室等の多様な（イ）学びの場を活用する方法、学校における合理的配慮の提供に関する意思の表明から合意形成までの手続きについても情報提供を行うことが重要である。さらに、小中高等学校や特別支援学校における教育による成長事例が、卒業後を含む（ウ）ライフステージに応じて保護者等に分かりやすい形で情報提供されることが重要である。

① （ア）－誤　（イ）－正　（ウ）－正
② （ア）－誤　（イ）－正　（ウ）－誤
③ （ア）－正　（イ）－正　（ウ）－誤
④ （ア）－誤　（イ）－誤　（ウ）－正
⑤ （ア）－正　（イ）－誤　（ウ）－正
⑥ （ア）－誤　（イ）－誤　（ウ）－誤

kyosai-guild.jp

〔41〕　次の記述は、「『令和の日本型学校教育』の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す，個別最適な学びと，協働的な学びの実現～（答申）（中央教育審議会　令和３年１月26日）」に示された「第Ⅱ部　各論　4.新時代の特別支援教育の在り方について　（2）障害のある子供の学びの場の整備・連携強化」の一部である。
空欄［ア］～［エ］に当てはまるものの組合せとして最も適切なものを、後の①～⑥のうちから選びなさい。解答番号は［41］。

特別支援学校の［ア］を改善するため，国として特別支援学校に備えるべき施設等を定めた［イ］を策定するとともに，在籍者の増加に伴う教室不足の解消に向けて，特別支援学校の新設や増築を行ったり，他の学校の余裕教室を特別支援学校の教室として確保したりする等の集中的な施設整備の取組を推進することが求められる。［イ］を策定する際には，特別支援学校の設置の態様が様々であることも踏まえ，全ての特別支援学校に概ね共通する内容と［ウ］に応じて配慮が必要な内容を併せた，特別支援学校を設置する上で必要な最低基準とすることが重要である。また，現存する特別支援学校のうち基準を満たさない施設等が直ちに使用できなくなることがないよう，国は必要な手当てを講じつつ，設置者は可能な限り基準に適合させるための措置を講じるよう努める必要がある。この際，他の学校の余裕教室を特別支援学校の用に供する場合であっても，必要な［エ］化のための整備に配慮すべきである。

①	ア	教育環境	イ	予算計画	ウ	人数	エ　デジタル
②	ア	教育課程	イ	設置基準	ウ	個別	エ　バリアフリー
③	ア	教育環境	イ	設置基準	ウ	個別	エ　バリアフリー
④	ア	教育課程	イ	予算計画	ウ	人数	エ　デジタル
⑤	ア	教育環境	イ	設置基準	ウ	人数	エ　デジタル
⑥	ア	教育課程	イ	予算計画	ウ	個別	エ　バリアフリー

kyosai-gunma.jp

〔42〕　次の記述は、「GIGAスクール構想の下で整備された１人１台端末の積極的な利活用等について（通知）（文部科学省　令和３年３月12日）」に示された「端末の整備・活用」についての説明である。空欄［　ア　］～［　ウ　］に当てはまるものの組合せとして最も適切なものを、後の①～⑥のうちから選びなさい。解答番号は［　42　］。

端末整備については、「新型コロナウイルス感染症対策としてのICTを活用した児童生徒の学習活動の一層の支援について」（令和３年１月13日付け文部科学省初等中等教育局長通知）等を踏まえ、早期導入に向けたさらなる取組を推進するとともに、整備された端末が［　ア　］を基本として積極的に利活用されるよう、フィルタリングなど各種サービスの設定、カメラ機能やネットワーク機能の設定等を適切に行うこと。なお、本年１月に文部科学大臣よりOS事業者に対して、端末を［　イ　］に利活用するための方針の整理を依頼し、各社でその公表を進めているところであり、文部科学省においても、本年３月中にはその概要資料等を公表する予定であること。

また、［　ウ　］における端末整備に関しては、国は既に地方財政措置が講じられている３人に１台分の端末は地方自治体が整備することなどを前提に３人に２台分の端末整備を支援していることや、１人１台端末環境の下で児童生徒がICTを活用して学習するためには教師分の端末の準備も不可欠であることなどを踏まえ、児童生徒用の端末、指導者用の端末の双方について必要台数を確保し、１人１台端末下での学習環境の整備に遺漏なく取り組むこと。

①	ア　クラウド活用	イ　安全・安心	ウ　私立学校
②	ア　クラウド活用	イ　安全・安心	ウ　公立学校
③	ア　オンプレミス活用	イ　安全・安心	ウ　公立学校
④	ア　オンプレミス活用	イ　実用的	ウ　公立学校
⑤	ア　オンプレミス活用	イ　実用的	ウ　私立学校
⑥	ア　クラウド活用	イ　実用的	ウ　私立学校

kyosai-gunma.jp

令和７年度実施　横浜市公立学校教員採用候補者選考試験
教科専門試験［特別支援学校］　　正答及び配点

解答番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
正答	③	④	②	⑥	⑥	③	③	②	⑥	④
配点	2	3	2	2	2	2	3	2	2	2
解答番号	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
正答	②	②	④	⑤	④	①	①	④	③	④
配点	2	2	2	3	2	2	2	3	3	3
解答番号	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
正答	③	①	④	⑥	②	①	③	③	③	①
配点	3	2	2	3	2	2	2	2	3	3
解答番号	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40
正答	③	④	③	②	②	④	③	④	②	①
配点	2	2	3	3	3	3	2	3	2	2
解答番号	41	42								
正答	③	②								
配点	2	3								

kyosai-guild.jp